

(利用者等告示第31号のイ)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア. 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 —
イ. 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ. 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ. 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1～ 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7 のいずれか 「2. できない」 又は基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「ない」以外 その他、 <u>主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。</u> 基本調査2-2 「4. 全介助」 以外
オ. 移動用リフト (つり具の部分を 除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ. 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」